

# 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例

平成26年10月15日

条例第19号

## (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙、歩行喫煙及びたばこのポイ捨て（以下「路上喫煙等」という。）によって生じる危険や迷惑を防止するため、狛江市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、喫煙マナーの向上を図り、喫煙者と非喫煙者が協力し合い、もって相互が共存できる安全で快適な地域環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において、事業活動を行う者をいう。
- (3) 道路等 市内の道路、公園、広場、河川敷その他屋外の公共の用に供されている場所（屋内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (4) 路上喫煙 道路等において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していること（歩行喫煙を除く。）をいう。
- (5) 歩行喫煙 道路等において、歩きながら、又は自転車、原動機付自転車等で走行しながら、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していることをいう。
- (6) たばこのポイ捨て 火の付いたたばこ又はたばこの吸い殻を道路等に捨てる行為をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために市民等及び事業者と連携、協働して総合的かつ計画的に路上喫煙等の制限に関する施策を実施しなければならない。

## (市民等の責務)

第4条 市民等は、市が実施する路上喫煙等の制限に関する施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する路上喫煙等の制限に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、路上喫煙等の制限について、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

## (路上喫煙等制限重点地区の指定等)

第6条 市長は、路上喫煙等の制限に関する施策を推進するため、次に掲げる場

所をパトロール及び指導を強化する路上喫煙等制限重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

(1) 人の通行が多く、他人に迷惑をかけ、又は他人の身体及び財産に被害を生じさせるおそれがある場所

(2) 自然と親しむことが主たる目的であり、かつ、特に路上喫煙に適さない場所

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、当該重点地区内及び周辺の住民、事業者及び関係機関の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した重点地区の区域の変更又は指定の解除をすることができる。

4 市長は、重点地区の指定又は当該重点地区の区域の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を告示するとともに、必要な措置を講じて周知するものとする。

（喫煙場所の指定等）

第7条 市長は、重点地区内に特別に吸い殻入れを設置できる場所（以下「喫煙場所」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定する喫煙場所に自ら吸い殻入れを設置するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定する場合のほか、重点地区内に吸い殻入れの設置を希望する者から申請を受け、喫煙場所の指定の対象とすることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定により指定した喫煙場所の変更又は指定の解除をすることができる。

5 市長は、喫煙場所の指定又は当該喫煙場所の変更若しくは指定の解除をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するとともに、必要な措置を講じて周知するものとする。

（禁止行為）

第8条 市民等は、市内において、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てをしてはならない。

2 市民等は、重点地区を除く道路等において路上喫煙を行わないよう努めるものとし、次に掲げる事項を遵守できないときは路上喫煙をしてはならない。

(1) 路上喫煙により、他人に迷惑をかけ、又は他人の身体若しくは財産に被害が生じないように配慮すること。

(2) 適正に管理された吸い殻入れを使用すること。

3 市民等は、重点地区内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、前条の規定により市長が指定した喫煙場所においては、この限りでない。

（吸い殻入れの管理）

第9条 吸い殻入れを設置及び管理する者は、適正な維持管理を行わなければならない。

(指導)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な指導を行うことができる。

- (1) 歩行喫煙を行った者又は現に行っている者
  - (2) たばこのポイ捨てを行った者
  - (3) 重点地区内（市長が指定した喫煙場所を除く。）で路上喫煙を行った者又は現に行っている者
  - (4) 適正な維持管理が行われていない吸い殻入れの設置及び管理を行う者
- (勧告)

第11条 市長は、前条第4号の規定による指導を受けた者がこれに従わないときは、その者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(指導員)

第12条 市長は、この条例に必要な啓発、指導その他の活動を行うため、指導員を置くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 重点地区及び喫煙場所の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(制度の検討)

- 3 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行状況、周知状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき適正な管理が行われていない吸い殻入れの是正等の所要の措置を講ずるものとする。